

守山市C I O補佐官業務 仕様書

1 業務名称 守山市C I O補佐官業務

- 2-1 業務概要 別冊「実施要項」他のとおり
- 2-2 履行場所 守山市吉身二丁目地先
- 2-3 履行期間 契約締結日から令和5年3月31日まで

3 業務内容（C I O補佐官1人を選任すること。）

本市のD X推進に関し、デジタル技術、情報セキュリティ等に関する専門的な知識・経験を基に、C I O（副市長）等に対して、利用者目線での業務の抜本的な見直し、データの利活用、情報システムの最適化、調達の適正化等に対する助言等を行うとともに、以下の業務を担うこと。

なお、別途発注「守山市D X推進支援業務」の受注者や本市各担当部門と綿密に連携を図ること。

(1) D X推進にかかる専門家の立場からの支援

ア D X推進に関する技術的な支援・助言

本市のD X推進やC I Oの活動全般について、国等の施策や民間企業が持つ技術の動向を踏まえ、実施施策の妥当性や、将来のあるべき姿について助言等を行うこと。

なお、必要に応じて、市長およびC I O等が参加する会議等に参加し、当該業務受託者が提案した内容を説明すること。

イ データ利活用、情報システム全体最適化等の推進・調整

データ利活用、業務システムの最適化、調達の適正化について、課題抽出および課題解決策の検討、実施およびスケジュールに関して必要な支援・助言を行うこと。

ウ 本市D X推進方針の見直しに対する助言

「守山市版D X推進方針」について、時代に促した見直しを図ること念頭に、国や他市の事例等を踏まえた情報提供および資料提供を行うとともに、方針見直しについて支援・助言を行うこと。

(2) まちのD X推進支援

国の動向や本市各課の業務内容や情報システムの状況等を踏まえ、本市D X推進方針の「まちのD X」について支援を行うこと。

(3) デジタルデバインド対策支援

本市D X推進方針に掲げる「誰一人残さない、人にやさしいデジタル化」実現に向けて、具体的な「情報格差（デジタルデバインド）対策」の支援を行うこと。

(4) その他、国・他自治体におけるD Xの情報提供

国・自治体におけるD X動向や最新のI C T技術について、本市D X推進会議等で情

報提供を行うこと。

4 会議等開催予定 本業務の会議等開催予定は、次のとおり。

(1) C I O等補佐

守山市D X推進本部への出席 毎週（総合政策会議（部長級会議）の後に開催）

W E B会議システム等を用いた相談助言 随時

(2) まちのD X推進支援、(3) デジタルデバインド対策支援、(4) その他、国・他自治体におけるD Xの情報提供については、(1)の訪問日等で調整

その他、必要に応じて庁内会議への出席、情報収集、資料作成

5 成果物

提出を求める成果物、提出部数および提出期日は、下記一覧表のとおりとする。

様式等については、特に指定しないので任意の様式で作成のこと。

下記一覧表以外のもので、本市D X推進にあたり重要と判断するものについては、提出を要請することがある。

成果物		提出期日（予定）	部数
1	業務実施計画書	契約締結時	1
2	業務報告書 (1) C I O等補佐 (2) まちのD X推進支援 (3) デジタルデバインド対策支援 (4) その他、国・他自治体におけるD Xの情報提供 ※項目毎に活動記録を作成すること	令和5年3月末日まで	1
3	会議開催に伴う議事録	各会議開催後1週間以内	1
4	すべての成果物のデータ	令和5年3月末日まで	1
5	その他関係資料 (実施中に発生した中間成果物等)	令和5年3月末日まで (および随時)	1

※その他 中間成果物は別途提示することとする。

※業務期間中に新たに発生した案件等は別途相談の上対応すること。

6 個人情報の保護等について

(1) 関係法令、本市「個人情報保護条例」「個人情報保護条例施行規則」等を遵守する

こと。

- (2) 受託者は情報セキュリティ管理を行い、各工程において、情報セキュリティに関する事故および障害等の発生を未然に防ぎ、発生した場合に被害を最小限に抑えること。
- (3) 本業務において知り得た情報は本業務の目的以外に使用しまたは第三者に開示もしくは漏洩してはならないものとし、そのために必要な措置をとるものとする。業務終了後または解除後についても同様とする。
- (4) 成果物（業務の過程で得た記録等を含む）、資料等について、本市の許可なく第三者に閲覧、複写、貸与または譲渡してはならない。
- (5) 業務の執行上貸与した資料、データ等については、業務以外の目的で使用してはならない。

7 その他留意事項

本仕様書に定めのない事項またはその他事項については、本市と受託者が協議して定めるものとする。